

公 示

次のとおり、公募します。

令和7年2月7日

支出負担行為担当官

岩手労働局総務部長 佐野 将司

1 公募の内容

(1) 原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針（平成27年8月31日付け健康の保持増進のための指針公示第6号、以下「指針」という。）に基づく事業で、次の2に掲げる検査を行う事業

(2) 事業の趣旨

電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第59条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業又は電離則第7条の2第3項に定める特例緊急作業に従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）のうち、指定緊急作業等の期間中に通常の放射線業務の被ばく限度を超える線量を被ばくした労働者について、がん等晩発性の健康障害の発生が懸念されるとともに、緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消するため、緊急作業従事者等が離職した後を含め、検査等の適切な長期的健康管理を目的とする。

2 事業の内容

緊急作業従事者等に対する一般健康診断に相当する検査等

3 事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の事項を全て満たしていること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(5) 5に定める条件を満たす者であること。

5 特殊な技術等の条件

岩手県内に所在する医療機関で以下の選定基準等を全て満たしていること。なお、健康診断を専門とする医療機関等が白内障に関する眼の検査を実施する近隣の医療機関と契約を結び以下の要件を満たすことは差し支えない。

- (1) 指針第2の2及び第5の3に基づく検査（以下、「国が指定する検査」という。）に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されていて、当該医師がその検査を実施できること。
- (2) 臨床検査技師等、国が指定する検査を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 細隙灯顕微鏡や眼の水晶体の写真撮影機材等、検査の種類に応じて必要な設備が装備されていること。公益社団法人全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。
- (4) 胸部 CT においては、検査による被ばく量を考慮し、低線量 CT を実施できる医療機関であることが望ましい。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和7年3月10日(月) 14時まで
- (2) 意思表示先 岩手労働局総務部総務課 担当 佐々木
- (3) 意思表示方法 意思表示先へ「緊急作業従事者等に係るがん検診等の実施事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」（別紙1）を提出し選定基準等の確認を受ける。文書を持参することとし、郵送する場合は書留とすること。
電子ファイル及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 意思表示書類 意思表示先（電話019-604-3001）にて交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、岩手労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結は出来ないこと。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が、国が指定する検査を実施した日の属する月の翌月の15日ま

でに指定の様式で検査に要した費用の請求を行い、岩手労働局が審査確定した費用を支払う精算払となること。検査の単価等については別紙2（意思表示先にて交付する。）によるものとする。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部又は主要な部分を再委託することはできないこと。
- (2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。）する場合には、予め岩手労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 公募の結果、条件を満たす参加者が複数の場合、全者と契約を締結するものとする。
- (2) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約保証金
免除
- (4) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しないこと。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しないこと。
 - ウ 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とすること。

【本件担当 連絡先】

- (1) 事業の内容に関すること

住 所：〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第二合同庁舎5階
担 当：岩手労働局労働基準部健康安全課 担当 藤元
電 話：019-604-3007

- (2) 調達・契約・支払いに関すること

住 所：〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第二合同庁舎5階
担 当：岩手労働局総務部総務課 担当 佐々木
電 話：019-604-3001